

令和元年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和元年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年11月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第3号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		子ども発達支援課	2
		健康政策課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		8
4 繰越明許費に関する調書	子ども発達支援課	9	
5 債務負担行為に関する調書	障がい福祉課ほか	10	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	医療・保険課	11

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年11月5日専決)	福祉監査指導課	14

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子ども発達支援課	1,484,610	3,421	1,488,031		3,000		421	
健康政策課	1,288,446	5,532	1,293,978	3,688			1,844	
部計	46,221,665	8,953	46,230,618	3,688	<3,000> 3,000		2,265	県費負担 5,265
説明								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7865)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
[債務負担行為] 発達障がい情報発信 強化事業	2,046	[債務負担行為] 1,254 0	[債務負担行為] 1,254 2,046	[債務負担行為] 627			[債務負担行為] 627									
トータルコスト	8,396	794	9,190	(補正に係る主な業務内容)												
従事する職員数	0.8人	0.1人	0.9人	契約事務、連絡調整等												
工程表の政策目標(指標)	発達障がいを含めた障がい児(者)やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>発達障がい児者及び保護者への情報提供(医療、福祉、教育等)並びに県民への発達障がいに関する正しい理解を深めてもらうための普及啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる環境づくりを進める。令和2年4月に事業を実施するに当たり、令和元年度中に業務委託契約を締結する必要があることから債務負担行為を設定する。</p>																
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業内容</th> <th>限度額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障がい啓発イベントの実施</td> <td>国連が定める世界自閉症啓発デー(4月2日)及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間(4月2日～8日)を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与することを目的として、イベント(ブルーライトアップ等)を実施する。</td> <td>1,254千円</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> </tbody> </table>									項目	事業内容	限度額	財源内訳	発達障がい啓発イベントの実施	国連が定める世界自閉症啓発デー(4月2日)及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間(4月2日～8日)を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与することを目的として、イベント(ブルーライトアップ等)を実施する。	1,254千円	国1/2 県1/2
項目	事業内容	限度額	財源内訳													
発達障がい啓発イベントの実施	国連が定める世界自閉症啓発デー(4月2日)及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間(4月2日～8日)を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与することを目的として、イベント(ブルーライトアップ等)を実施する。	1,254千円	国1/2 県1/2													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成29年度から毎年世界自閉症啓発デー(4月2日)に合わせたブルーライトアップイベントと、発達障害啓発週間(4月2日～8日)に合わせた啓発イベントを実施している。</p>																

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課(内線:7865)

5目 児童福祉施設費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)皆成学園重度棟 改修事業費	0	3,421	3,421		<3,000> 3,000		421	県費負担 3,421
トータルコスト	0	4,215	4,215	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
皆成学園の生活棟である2号棟(重度棟)において女子児童の入所に対応するために、新たに居室等を確保するなど施設改修の実施設計を行う。								
2 主な事業内容								
重度棟での女子児童の入所に対応できるよう居室の確保など施設改修の実施設計を行う。								
(1) 具体的な整備内容								
・女子児童用居室の確保(5部屋、壁の防音化等)								
・女子児童用浴室の設置								
・その他(静養室の設置、男子児童用の既存居室改修、扉設置等)								
(2) 補正額								
実施設計費(委託料) 3,421千円								
3 これまでの取組状況、改善点								
皆成学園の重度棟は、強度行動障がい等の支援度の高い男子児童を入所対象としており、女子児童の受入れには対応できていない。								
このような状況の中、女子児童の入所希望が出てきたことから、これらの女子児童や将来の入所希望にも対応できるよう、早急に重度棟における女子児童用の居室の確保等、施設の改修を行う必要がある。								

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7・153)

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
予防接種事故対策事業	12,746	5,532	18,278	3,688			1,844	
トータルコスト	14,334	6,326	20,660	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	定期予防接種による健康被害者への医療費等給付				
工程表の政策目標(指標)	感染症に対応できる体制(医療体制を含む)の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市町村が負担する「定期予防接種による健康被害に係る医療費等の給付金」について、厚生労働省が遺族一時金等の支給請求を新たに認定したことに伴い、県負担額が増となることによる補正である。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</p> <p>(2) 補正予算額の概要 <今回認定分> 支給額：7,539,200円(うち、国・県負担分：5,654,400円) <県予算額> (県負担額) (当初予算額) (不足額) (補正要求額) 17,720,594円 - 12,189,000円 = ▲5,531,594円 ⇒ 5,532,000円 (今回認定分を含む)</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 県内における給付状況 本年度に医療費等の給付を受ける方は、県内で3市町4名おられる。 これらの方は、過去に、定期予防接種を受けたことにより、後遺症が現在もある方であり、毎年、給付金を受給されている。</p> <p>(2) 新たに認定を受けた者の経過 平成22年にインフルエンザワクチンの定期接種を受けたことにより健康被害が生じたため医療費の支給を受けていた者が、平成29年3月に亡くなられたことにより令和元年7月11月に遺族一時金等の支給認定を厚生労働省が行ったもの。</p>								

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			2項 児童福祉費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	350,895		350,895	218,804		218,804	89,053		89,053
2	給料	1,670,214		1,670,214	1,226,862		1,226,862	730,002		730,002
3	職員手当等	937,120		937,120	698,649		698,649	446,984		446,984
4	共済費	608,989		608,989	442,156		442,156	262,851		262,851
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	5,446		5,446	5,446		5,446	4,874		4,874
8	報償費	57,106		57,106	35,948		35,948	23,571		23,571
9	旅費	51,549		51,549	32,378		32,378	8,422		8,422
	費用弁償	5,846		5,846	2,944		2,944	817		817
	普通旅費	24,608		24,608	15,705		15,705	6,390		6,390
	特別旅費	21,095		21,095	13,729		13,729	1,215		1,215
10	交際費	100		100	100		100			
11	需用費	149,392		149,392	117,961		117,961	87,681		87,681
12	役務費	67,330		67,330	49,825		49,825	30,879		30,879
13	委託料	3,145,926	3,421	3,149,347	939,671	3,421	943,092	274,340	3,421	277,761
14	使用料及び賃借料	67,452		67,452	54,788		54,788	34,052		34,052
15	工事請負費	352,020		352,020	223,743		223,743	214,085		214,085
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	20,940		20,940	20,595		20,595	17,773		17,773
19	負担金、補助及び交付金	34,073,284	18,310	34,091,594	27,501,308		27,501,308	791,320		791,320
20	扶助費	1,713,645		1,713,645	1,571,679		1,571,679	142,379		142,379
21	貸付金	31,580		31,580						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	652,731		652,731	642,611		642,611			
26	寄附金	950		950	950		950			
27	公課費	98		98	98		98	98		98
28	繰出金	3,339,275		3,339,275	3,336,819		3,336,819			
	予備費									
	計	47,296,042	21,731	47,317,773	37,120,391	3,421	37,123,812	3,158,364	3,421	3,161,785
財源内訳	国庫支出金	3,919,640		3,919,640	2,012,876		2,012,876	153,520		153,520
	地方債	941,000	21,000	962,000	764,000	3,000	767,000	595,000	3,000	598,000
	その他	1,835,648		1,835,648	1,730,661		1,730,661	662,394		662,394
	一般財源	40,599,754	731	40,600,485	32,612,854	421	32,613,275	1,747,450	421	1,747,871

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費								
		うち福祉保健部						うち福祉保健部					
		2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
		5目 児童福祉施設費											
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬	21,975		21,975	147,393		147,393	83,049		83,049			
2	給料				1,433,250		1,433,250	661,206		661,206			
3	職員手当等				821,618		821,618	429,162		429,162			
4	共済費	2,330		2,330	510,218		510,218	235,953		235,953			
5	災害補償費												
6	恩給及び退職年金												
7	賃金	4,874		4,874	1,475		1,475	1,475		1,475			
8	報償費	21,700		21,700	43,684		43,684	31,189		31,189			
9	旅費	6,241		6,241	55,638		55,638	27,347		27,347			
	費用弁償	537		537	6,193		6,193	3,306		3,306			
	普通旅費	5,076		5,076	28,376		28,376	11,213		11,213			
	特別旅費	628		628	21,069		21,069	12,828		12,828			
10	交際費				100		100						
11	需用費	82,914		82,914	209,822		209,822	99,866		99,866			
12	役務費	9,202		9,202	56,400		56,400	26,741		26,741			
13	委託料	227,696	3,421	231,117	1,037,608		1,037,608	454,668		454,668			
14	使用料及び賃借料	26,690		26,690	70,032		70,032	20,104		20,104			
15	工事請負費	214,085		214,085	472,111		472,111	17,831		17,831			
16	原材料費												
17	公有財産購入費												
18	備品購入費	17,667		17,667	22,115		22,115	3,987		3,987			
19	負担金、補助及び交付金	363,090		363,090	5,206,684	5,532	5,212,216	4,410,512	5,532	4,416,044			
20	扶助費	9,880		9,880	1,114,738		1,114,738	941,327		941,327			
21	貸付金				1,082,639		1,082,639	999,604		999,604			
22	補償、補填及び賠償金				11,628		11,628						
23	償還金、利子及び割引料												
24	投資及び出資金												
25	積立金				495,404		495,404	487,328		487,328			
26	寄附金				55,076		55,076	36,900		36,900			
27	公課費	98		98	25		25	25		25			
28	繰出金												
	予備費												
	計	1,008,442	3,421	1,011,863	12,847,658	5,532	12,853,190	8,968,274	5,532	8,973,806			
財源内訳	国庫支出金	10,067		10,067	2,121,281	3,688	2,124,969	1,315,552	3,688	1,319,240			
	地方債	595,000	3,000	598,000	267,000		267,000	18,000		18,000			
	その他	367,027		367,027	1,585,490		1,585,490	1,274,487		1,274,487			
	一般財源	36,348	421	36,769	8,873,887	1,844	8,875,731	6,360,235	1,844	6,362,079			

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	3目 予防費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	28,926		28,926	646		646	301,853		301,853
2	給料	129,948		129,948				1,888,068		1,888,068
3	職員手当等	68,794		68,794				1,127,811		1,127,811
4	共済費	47,184		47,184				678,109		678,109
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,475		1,475				6,921		6,921
8	報償費	13,405		13,405	4,925		4,925	67,137		67,137
9	旅費	11,401		11,401	3,656		3,656	59,725		59,725
	費用弁償	1,810		1,810	172		172	6,250		6,250
	普通旅費	3,608		3,608	1,839		1,839	26,918		26,918
	特別旅費	5,983		5,983	1,645		1,645	26,557		26,557
10	交際費							100		100
11	需用費	61,685		61,685	51,726		51,726	217,827		217,827
12	役務費	10,842		10,842	3,927		3,927	76,566		76,566
13	委託料	243,241		243,241	10,430		10,430	1,394,339	3,421	1,397,760
14	使用料及び賃借料	3,551		3,551	1,293		1,293	74,892		74,892
15	工事請負費							241,574		241,574
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	856		856	856		856	24,582		24,582
19	負担金、補助及び交付金	231,586	5,532	237,118	83,475	5,532	89,007	31,911,820	5,532	31,917,352
20	扶助費	941,207		941,207	750		750	2,513,006		2,513,006
21	貸付金							999,604		999,604
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							133,000		133,000
24	投資及び出資金									
25	積立金							1,129,939		1,129,939
26	寄附金							37,850		37,850
27	公課費							123		123
28	繰出金							3,336,819		3,336,819
	予備費									
	計	1,794,101	5,532	1,799,633	161,684	5,532	167,216	46,221,665	8,953	46,230,618
財源内訳	国庫支出金	726,383	3,688	730,071	31,713	3,688	35,401	3,328,428	3,688	3,332,116
	地方債							782,000	3,000	785,000
	その他	3,939		3,939	5		5	3,005,148		3,005,148
	一般財源	1,063,779	1,844	1,065,623	129,966	1,844	131,810	39,106,089	2,265	39,108,354

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	予防接種事故対策費負担金	5,532

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考	
							国庫補助金	起債	その他		一般財源
3	民生費	児童福祉施設5	皆成学園修業棟	子ども発達支援課	3,421	3,421		3,000	421	皆成学園の2号棟(重度棟)の改修工事に係る実施設計の年度内完成が困難なため、繰り越すものである。	
3	民生費	児童福祉施設5	中部療育園	子ども発達支援課	23,935	3,320			3,320	新施設への設備の移転時期が翌年度になると見込まれるため、繰り越すものである。	
福祉保健部合計							6,741	3,000	3,320	421	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							千円	千円	千円		千円
令和元年度 障害福祉サービス事業者等管理システム保守業務委託	障がい福祉課	1,524			令和2年度から 令和4年度まで	1,524					1,524
令和元年度 心身障がい者扶養共済システム保守業務委託	障がい福祉課	972			令和2年度から 令和4年度まで	972					972
令和元年度 障害児入所給付費等管理システム保守業務委託	子ども発達支援課	1,338			令和2年度から 令和4年度まで	1,338					1,338
令和元年度 発達障がい啓発イベント業務委託	子ども発達支援課	1,254			令和2年度	1,254	627				627
令和元年度 総合療育センター清掃業務委託	子ども発達支援課	46,047			令和2年度から 令和4年度まで	46,047				46,047	
令和元年度 総合療育センター自動扉保守管理業務委託	子ども発達支援課	1,436			令和2年度から 令和4年度まで	1,436				1,436	
令和元年度 総合療育センター施設総合維持管理業務委託	子ども発達支援課	14,105			令和2年度から 令和4年度まで	14,105				14,105	
令和元年度 総合療育センター非常・火災通報装置保守点検業務委託	子ども発達支援課	151			令和2年度から 令和4年度まで	151				151	
令和元年度 総合療育センター換気衛生設備保守管理業務委託	子ども発達支援課	4,263			令和2年度から 令和4年度まで	4,263				4,263	
令和元年度 総合療育センター電子カルテ等医療情報システム保守業務委託	子ども発達支援課	580			令和2年度から 令和5年度まで	580				580	
令和元年度 総合療育センター排痰補助装置賃借料	子ども発達支援課	2,424			令和2年度から 令和4年度まで	2,424				2,424	
令和元年度 総合療育センター庁内LAN用機器賃借料	子ども発達支援課	2,376			令和2年度から 令和6年度まで	2,376				2,376	
令和元年度 介護保険指定事業者等管理システム保守管理委託	長寿社会課	2,703			令和2年度から 令和4年度まで	2,703					2,703
令和元年度 看護学生等修学資金貸付金	医療政策課	774,600			令和2年度から 令和6年度まで	774,600					774,600

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物取締法施行令の一部が改正され、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る権限が厚生労働大臣から都道府県知事に委譲されたことに伴い、新たに行う事務の手数料を設定する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。 ア 毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務 (ア) 登録 1件につき27,200円 (イ) 登録の更新 1件につき10,200円 (ウ) 登録の変更 1件につき5,200円 イ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付 1件につき2,400円 ウ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付 1件につき4,000円</p> <p>(2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録、登録の更新及び登録の変更の申請の経由事務に係る手数料を廃止する。</p> <p>(3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(27) 略</u></p> <p><u>(28) 略</u></p> <p><u>(29) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(30) <u>毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円</p> <p>イ 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) <u>毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録の変</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(26の2) 略</u></p> <p><u>(27) 略</u></p> <p><u>(28) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第1項(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。)</u>の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の經由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 登録の申請 1件につき20,700円</p> <p>イ 登録の変更の申請 1件につき3,200円</p> <p>(30) <u>毒物及び劇物取締法第4条第4項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。)</u>の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>製造業又は輸入業の登録の更新(アに掲げるものを除く。)</u>の申請の經由事務 1件につき6,800円</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) <u>毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている毒物及び</u></p>

<p>更 1件につき5,200円</p> <p>(33) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録票の書換え交付 1件につき2,400円</p> <p>(34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録票の再交付 1件につき4,000円</p> <p>(35)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円</p> <p>(33) 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 1件につき2,400円</p> <p>(34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 1件につき4,000円</p> <p>(35)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年11月5日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和元年11月5日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 米子市 個人 乙 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割5分とし、県は、損害賠償金64,168円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成31年3月15日 イ 事故発生場所 米子市陰田町地内 ウ 事故の状況 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、側道から山陰道米子西IC出口道路に合流した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 64,168円 うち、保険支払額34,168円、県費支出額30,000円(うち、保険契約による免責額3万円) ・県側車両損害額 30,060円 うち、相手方からの賠償額4,509円、県実質負担額25,551円</p>